

住宅改修の手引き

平成24年4月改訂版

阪南市健康部
介護保険課

1 住宅改修の概要

(1) 概要

要介護（要支援）認定者およびその介護者の生活の質の向上を図るため、住宅の一部を改修した場合に、介護保険の対象となる箇所（手すりの取付けや段差の解消など）について保険給付（その費用の一部を支給）されます。

(2) 支給条件

- ① 阪南市の被保険者であり、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けていること。
- ② 要介護（要支援）認定者が現に居住する住宅（介護保険被保険者証に記載された住所）で住宅改修が行われること。
- ③ 要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。
- ④ 保険給付対象の範囲の改修であること。
- ⑤ 医療機関に入院または介護保険施設に入所していないこと。

(3) 保険給付対象の範囲

1 手すりの取付け

- ① 目的：廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立つこと
- ② 手すりの形状：二段式、縦付け、横付けなど適切なもの
- ③ 取付けに際し工事を伴うもの（ネジなどによる簡易なものを含む）をいい、福祉用具貸与にある手すりは除く
- ④ 付帯する工事：手すり取付けに伴う壁の下地補強

2 段差の解消

- ① 目的：居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路の段差を解消する
- ② 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室床の嵩上げ、浴槽を嵩上げする工事など
- ③ 持ち運びが容易でないものや取り付けを行う工事を含む。ただし、浴室内すの

こを置くことによる段差の解消や昇降機、リフト、段差解消機など動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。

- ④ 通路等の傾斜の解消
- ⑤ 付帯する工事：浴室床等の段差解消（浴室床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ① 居室では畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更
- ② 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更
- ③ 通路面において滑りにくい舗装材への変更
- ④ 付帯する工事：床材変更のための下地の補強や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤の整備

4 引き戸等への扉の取替え

- ① 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等へ取替え
 - ② ドアノブの変更、戸車の設置等
 - ③_r 扉の撤去
 - ④_r 付帯する工事：扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ※ 引き戸などへの扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれない。

5 洋式便器等への便器の取替え

- ① 和式便器から洋式便器への取り替え
- ② 付帯する工事：便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更

※ 既存の洋式便器を、洗浄機能等のみを目的として洗浄機能等が付加された便器に取り替えた場合は、対象になりません。

また、非水洗式便器から水洗式洋式便器または簡易洋式水洗式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれません。

6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

1から5の付帯する工事を参照

7 注意点

① 福祉用具貸与の「手すり」と住宅改修の「手すりの取付け」の違い

福祉用具貸与の「手すり」は、i) 居宅の床に置いて使用することなどにより、転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立つことを目的とし、取付けに際し工事を伴わず、ii) 便器またはポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、取り付けに際し工事を伴わないものとされています。

住宅改修の給付対象となる「手すりの取付け」は、i) 廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立つことを目的として設置し、ii) 手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなど適切なものとされています。

よって、基本的に取付け工事を伴わないものが福祉用具貸与の対象で、取付け工事が必要なものが住宅改修の対象になります。

② 福祉用具貸与の「スロープ」と住宅改修の「スロープ」の違い

福祉用具貸与の「スロープ」は、段差解消のためのもので、取付けに際し工事を伴わないものに限り、なお、個別の利用者のために改造したものや持ち運びが容易でないものは含まれません。

住宅改修の給付対象となる「スロープ」は、居室、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などの段差を解消するためのものであり、持ち運びが容易でないものや取付けに際し工事を伴うものとされています（取り付けに際し工事を伴う場合の写真撮影の際には、取付け部分が判別できるように行うよう注意してください）。

(4) 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給限度基準額

支給限度額は、要介護状態区分（要介護・要支援）にかかわらず20万円です（限度額を超えた部分については、全額自己負担となります）

工事費内訳書に記載された工事費のうち、介護保険対象工事費と支給限度基準額とを比べて少ない方の額（支給対象額）に保険給付率（90/100）を乗じて得た額（小数点以下切捨て）が支給額となります。

なお、以下の場合、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

- ① 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日時点における要介護状態区分を基準として、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合（1回に限り認められます）。 **※下記の表を参照**
- ② 転居した場合。

※3段階の目安

介護の必要の程度を図る目安（段階）	要介護状態等区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第1段階	要支援1

(5) 支給方法

① 償還払

利用者は、住宅改修事業者住宅改修に要した費用を工事完了後に一旦全額支払います。後日、市に必要な書類を提出し、審査した結果、給付対象の改修工事と認められれば、支給対象額に保険給付率を乗じて得た額を利用者に対して支給します。

② 受領委任払

利用者は工事全体の金額から介護保険給付費を除いた金額を住宅改修事業者へ支払い、介護保険給付費は被保険者から受領を委任された住宅改修事業者が直接、市から受け取る方法です。受領委任払いについては、保険料の滞納がある、又は給付制限を受けているなどの場合は利用できません。

①、②とも、工事着工前に事前申請書を提出し、工事内容について事前に審査・承認を受けることが必要です。

2 住宅改修費受給に係る申請から支給までの流れ

要介護（要支援）認定を受ける

- ・ 要介護（要支援）認定の有効期間が始まる前の住宅改修工事は対象となりません。
- ・ できる限り要介護（要支援）認定後に住宅改修の事前申請をしてください。要介護（要支援）認定の申請中に工事を行うことも可能ですが、介護認定審査の結果、「非該当」と認定された場合、保険給付はできません。



改修内容の検討

- ・ 改修内容を検討するにあたっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）などと十分な相談を行ってください。
- 〈注〉介護保険の住宅改修で、対象となるかどうか不明な場合は、事前に阪南市介護保険課までご相談ください。その際には、「改修前の写真（日付が入ったもの及びマジック等により改修箇所が明確に記載されたもの）」「平面図」等をご持参のうえ、改修予定箇所、改修内容、改修を必要とする身体状況などを明確に伝えてください。
- ・ ケアマネジャーなどは、被保険者の状況などを勘案した上で、必要な住宅改修を選定し、「住宅改修に係る理由書」を作成します。
 - ・ 住宅改修事業者を選定します。



見積書の作成

- ・ 住宅改修事業者へ見積書の作成を依頼する。
- ・ 住宅改修前の写真

※ 写真に関して、必ず撮影年月日が分かるように日付を入れてください。写真機に日付を入れる機能がない場合は、黒板などを使い、撮影年月日がわかるようにしてください。また、写真の撮影については、改修前の写真の撮影方向と同方向から撮影し、改修前の状態と改修後の状態が分かるようにしてください。

※ 写真には、マジック等で改修箇所が明確に把握できるように記載してください。



事前申請（工事着工前）

・ 工事着工前に下記の書類を添えて事前申請を行ってください。

① 阪南市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書

② 住宅改修に係る理由書（表面と裏面の①～③まで記入）

③ 住宅改修前の写真

※ 写真に関して、必ず撮影年月日が分かるように日付を入れてください。写真機に日付を入れる機能がない場合は、黒板等を使い、撮影年月日がわかるようにしてください。また、手摺の取り付けや踏み台の設置等の工事を行う場合は、あらかじめマジック等でどの部分に取り付けるのかをわかるようにしておいてください。

④ 改修予定の平面図

⑤ 住宅改修工事見積書

※ 住宅改修工事見積書に関して、住宅改修の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にし、工事の内容や規模がわかるようにしてください。

⑥ 改修に用いる既製品の価格が記載されたカタログ

⑦ 所有者の承諾書（本人又は家族が所有者の場合は不要）

⑧ 居宅サービス計画書（第1表、第2表）←住宅改修のみであれば必要なし

- ・ 窓口での確認が終わりましたら、申請書類等はお預かりします。
- ・ 生活保護受給者は、生活支援課に必ず事前申請書提出前にご相談下さい。

確認通知書の送付



- ・ 事前申請書類等を審査した結果、約1週間程度で「阪南市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認通知書」を利用者に送付します。



工事の着工

- ・ 住宅改修事業者は、利用者から「阪南市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認通知書」を確認後、住宅改修工事を行い完成させます。
- ・ 住宅改修後の写真
 - ※ 写真の撮影については、改修前の写真の撮影方向と同方向から撮影し、改修前の状態と改修後の状態が分かるようにしてください。
写真撮影日が分からない場合や同方向から撮影されていないこと等により改修前と改修後との状態が確認できない場合は再提出していただく場合があります。



支給申請（償還払の場合）

- ・ 工事完了後、下記の書類を添えて支給申請を行ってください。
 - ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
 - ② 住宅改修に係る理由書（裏面④を記入した原本）
 - ③ 住宅改修後の写真
 - ④ 領収証（原本）
 - ※ 領収証の性質における最低限の要件を満たす必要があります。領収証という名称、金額と日付、発行者の住所、氏名そして押印、相手方（利用者）の姓名と但し書きです。償還払の場合は給付対象金額と対象外金額を含めた全額分の領収証が必要です。
 - ⑤ 工事費内訳書
 - ⑥ 代理権授与通知書（振込先欄の記載が被保険者でない場合）

支給申請（受領委任払の場合）

- ・ 工事完了後、下記の書類を添えて支給申請を行ってください。

①「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）」

②「住宅改修に係る理由書（裏面④を記入した原本）」

③ 住宅改修後の写真

④ 領収証（原本）

※ 領収証の性質における最低限の要件を満たす必要があります。領収証という名称、金額と日付、発行者の住所、氏名そして押印、相手方（利用者）の姓名と但し書きです。受領委任払の場合は給付対象金額のうち1割分の金額の領収書が必要になります。支給限度基準額を超えるなどの給付対象外金額が発生した場合は、それも含めた金額の領収書が必要になります。

⑤ 工事費内訳書

※ 事前申請の内容に変更があったら…

事前申請の内容が変更となった場合（工事の追加、位置の大幅な変更など）、速やかに（当該部分の着工前に）変更となった内容を事前変更申請により申請していただく必要があります。

なお、変更申請がない場合、変更部分については、不支給となる場合があります。

（例）手すりを1箇所追加する場合など

※ 補強の変更・工事費の小幅な変更など工事内容に大幅な変更がない場合は不要です。

ご判断に迷われるときは、ご連絡ください。

なお、やむをえない事情（①の利用者とケアマネジャー等による相談時と改修時とで身体状況が変わり、緊急で改修内容を変更する場合等で、着工前に変更申請に来庁する時間がない場合等）で変更申請を速やかに届けることが難しい場合は一度ご連絡ください。

《事前変更申請に必要な書類》

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請変更届出書
- 2 事前申請時に提出した書類のうち内容が変更となった書類（理由書、見積り、図面、写真、新たに使用した既製品の価格が記載されたカタログなど）



書類の審査・支給額の決定

- ・ 住宅改修の内容を審査し、申請日の翌月の上旬に支給額を決定します。
- ・ 給付額が決定後、決定月の中旬ごろに利用者に対して「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」を送付し、決定月の末日に住宅改修費を支給します。

※なお、次ページに手続きの流れを図にして掲載しておりますので、そちらもご覧下さい。